

# 目垣・南目垣・東野々宮町地区 まちづくりニュース

発行：目垣・東野々宮地区まちづくり協議会

ニュース  
レター

No2

## 提案参加申し込み状況

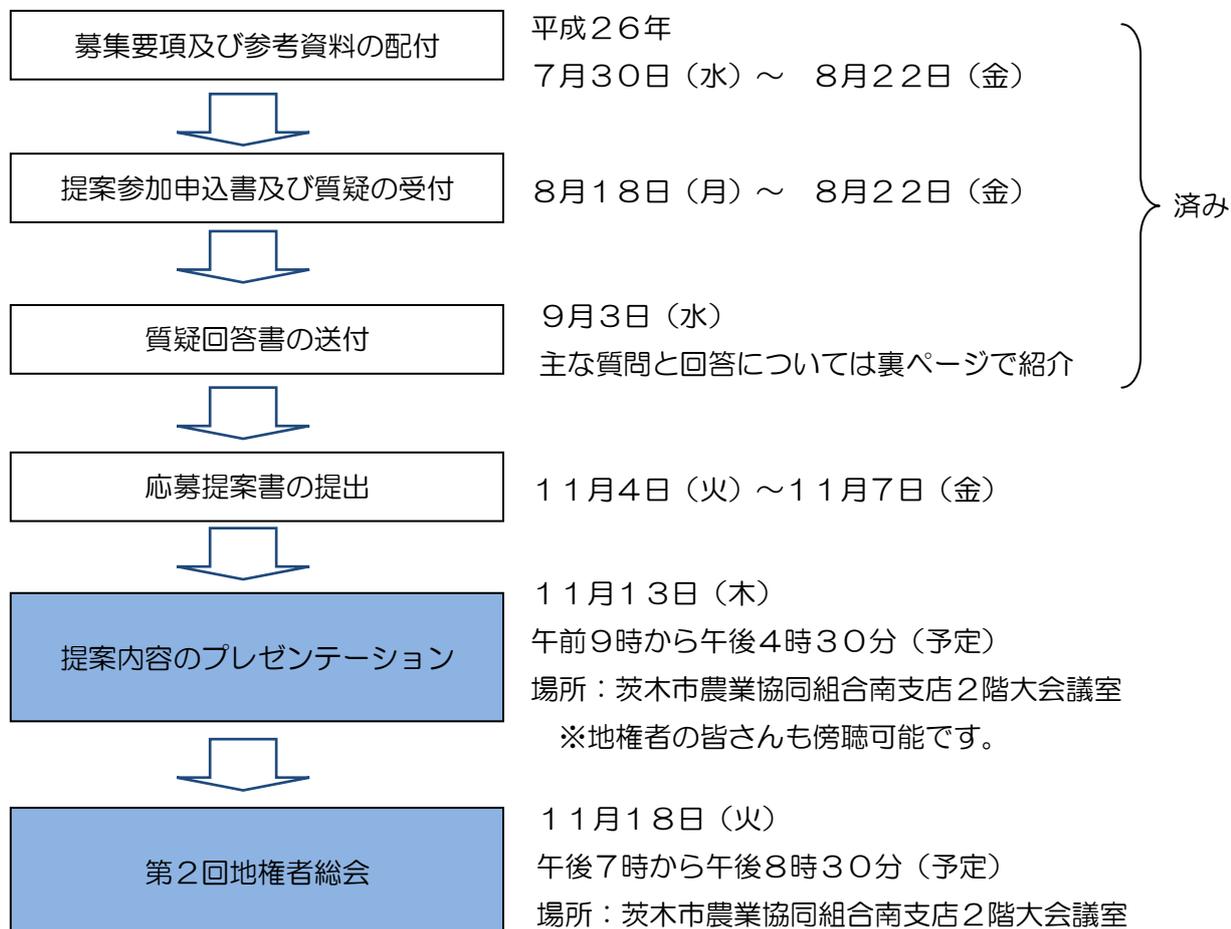
### 9社から提案参加申込書が提出されました！

本地区のまちづくりの動きについて、多くの企業が注目しており、24社が「茨木市目垣・東野々宮地区事業化検討のための提案募集」募集要項の配付を受けました。

そのうち、9社から提案参加申込書の提出がなされ、現在、11月13日（木）に予定されている「提案内容のプレゼンテーション」に向け、応募提案書の作成作業が進められています。

（※提案参加申込書の提出があった9社の企業名については、公平公正な競争を促すため、応募提案書の提出がなされるまでは、非公開とさせていただきます。）

## 事業化検討パートナー決定までのスケジュール



## 提案参加企業からの主な質問と回答

提案参加申込書の提出のあった企業等からの主な質問と本協議会からの回答を紹介します。

なお、質疑回答書は、質問のあった企業等へだけではなく、提案参加申込書の提出があった全ての企業等に対し送付しています。

Q：営農ゾーンを府道大阪高槻京都線より北側に設定する理由をご教示ください。

A：地権者を対象にしたアンケート結果から、今後も当該部分を農地として利用したい旨の意見が多かったため。ただし、計画の進捗により地権者の意向が変わることも想定されるため、事業化検討パートナー決定後も地権者と協議調整が必要です。

Q：補助金等の収入等が未確定な時点での正確な減歩率の提示は非常に困難であると思われます。今回の提案では“平均減歩率は提示しない”提案でも問題ないでしょうか。

A：平均減歩率等の提示は地権者の判断基準となりうるものであり、出来る限り提示をお願いしたいと考えておりますが、貴社として出せないのであれば、強制するものではありません。

Q：事業化検討パートナーとしての業務の詳細をお教えいただけませんか。

A：地権者と協議調整を重ね、地区のまちづくりの実現及び早期完了に向け取り組むことです。

Q：市街化区域編入後の用途地域、建ぺい率、容積率、地区計画、高度地区指定等の制限について想定されているものがあればご教示ください。

A：工業系用途地域を想定しておりますが、土地利用計画案が具体になった段階で市と協議し決定されると聞いています。また、必要に応じて地区計画の決定等も行われる予定です。

Q：現在の十三高槻線の平・休日の時間別交通量（近傍の断面交通、交差点交通量）があればご教示ください。近傍の十三高槻線の断面（高架部の断面含む）があればご教示ください。

A：道路管理者である大阪府にお問い合わせ下さい。交通量については道路交通センサ等を参考にしてください。

Q：パートナー確定後の大まかなスケジュールをお教えいただけませんか。

A：まずは平成27年冬に大阪府で予定されている線引き後、速やかに土地区画整理組合を設立することが目標です。

Q：当該地区における、埋蔵文化財の包蔵状況等についてご教示ください。

A：詳細は市社会教育振興課に確認をお願いします。土地利用計画により試掘等が必要となるものと考えています。

### 《連絡先》

茨木市 都市整備部 都市政策課 計画係

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館5階

電話：072-620-1660 Fax：072-620-1730

E-mail：toshi@city.ibaraki.lg.jp